

# 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

## 山梨ともしび基金助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、山梨県内における社会福祉活動の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成金の財源)

第2条 助成金の財源は、当該年度の基金の果実収入及び寄付金の範囲内とする。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、民間の社会福祉活動について助成を行うことにより、民間の社会福祉活動の促進、充実を図り、もって県民福祉の増進に寄与する上で適切な事業であって、次に掲げる（1）、（2）、（3）のいずれかに該当する事業とする。

#### (1) 活動スタート助成事業

- ・ 設立2年未満の団体が行うボランティア事業

#### (2) 活動ステップアップ助成事業

- ・ 2年以上の実績がある団体の行う単年度事業で、事業の実施により活動の質向上を図ることが見込まれる事業、広く一般県民を対象とし、ボランティア活動等の普及及び啓発を行う事業、または新たな課題解決のために行い、その効果が期待される事業等とする。

#### (3) その他会長が必要と認める事業

2 申請するには、以下の条件を満たすこと。

- ・ 1団体1事業の助成とする。併願は認めない。  
(団体構成人員・役員のおおよそ半数が同一の団体は同一団体とみなす。)
- ・ (1)については、申込み前に3か月以上の活動実績があること。
- ・ 安定した活動が見込まれる団体で自主財源が申請助成金額の10%以上確保できる団体であること。
- ・ 団体の定例化した事業は助成対象とならない。
- ・ 単一施設で実施する研修等は助成対象とならない。
- ・ 政治的、宗教的な活動を目的とした事業、または団体は助成の対象とならない。

### (助成金額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する事業の実施に直接要する経費の一部の額とする。

2 前項の助成金の額は、年度内において一事業当たり100,000円を超えることができない。

(助成対象経費)

第 5 条 助成金交付の対象となる経費は、第 3 条に掲げる事業を行うための経費とする。

2 対象経費は別表 1 のとおりとする。

(助成期間)

第 6 条 この助成金の助成期間は、単年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）とする。

2 事業の実施内容により継続して行う必要があると見込まれる事業は、その内容により 1 年の継続を認める場合がある。

3 継続申請については、助成年度の活動内容、継続が必要な理由を添えて、次年度募集の期間内で申請を受け付ける。

4 第 3 条（2）について本助成を受けた団体は、助成事業終了年度の翌年度から 3 年間は本助成金に申請することはできない。

(助成金交付申込書等の提出)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申込書（第 1 号様式）に、団体の会員名簿、団体会則等、団体の活動の詳細がわかるものを添えて、本会会長（以下「会長」という。）が定める期間内に、会長に提出するものとする。

(助成事業の審査結果及び通知)

第 8 条 会長は、前条の規定による申込書を受理したときは、その内容を審査し、助成事業として承認する事業（以下「助成事業」という。）を、助成事業承認通知書（第 2 号様式①）により当該申込書を提出した者に通知するものとする。なお、承認しない事業については、助成事業不承認通知書（第 2 号様式②）により通知するものとする。

(助成金の支払区分)

第 9 条 助成金の支払いは、概算払の方法によるものとする。

(助成金の支払いの請求)

第 10 条 第 8 条の承認の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の支払いの請求に当たって、概算払請求書（第 3 号様式）に必要な書類を添えて、会長が定める期間内に会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付は振込にて行うこととする。振込先である口座は団体名義のものとし、個人名義のものは認めない。

(助成金の支払い)

第 11 条 会長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、内容が適当である

ことを確認の上、助成金を支払うものとする。

(助成金の目的外使用の禁止)

第 12 条 助成対象者は、助成金を助成事業目的以外の用途に使用してはならない。

(事業変更(中止)等の報告)

第 13 条 助成対象者が、助成活動の内容を変更または中止しなければならなくなったときは、事前に会長に助成事業変更(中止)申請書(第 4 号様式①)を提出し、その指示を受けなければならない。

活動内容の変更とは、開催予定日程、回数、実施場所、予算等のことを言う。

2 予算の変更は、決定した助成金額を増額することはできない。

第 14 条 会長は、前条の規定による助成事業変更(中止)申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、変更(中止)承認通知書(第 4 号様式②)により助成対象者へ通知し、事業の変更(中止)により助成金の返還が生じた場合には、助成金返還請求書(第 5 号様式)を送付する。

(事業の調査等)

第 15 条 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告させ、又は指導及び調査を行うことができるものとする。

2 助成対象者は、前項の指導を受けたときは、これに誠実に遵守しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 16 条 会長は、助成対象者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 申請事業の実施が不可能となった場合

(2) 助成金の交付の申込み又は支払いの請求について、不正の事実があった場合

(3) 助成対象者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(4) 助成事業の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(5) 助成対象者が第 15 条の規定による調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合

(6) 助成金の交付の辞退があった場合

(7) その他この要綱に定めるところに違反した場合

2 前項の規定は、助成事業の終了後においても適用する。

3 前項の規定により取消しをした場合には、助成対象者に対して、助成金の全額返還を請求することができる。

(助成金の返還)

第 17 条 会長は、前条の規定に該当する事実を確認した時は、その内容を審査の上、助成金返還請求書（第 5 号様式）を通知し、返還金を請求するものとする。

2 助成対象者は、返還請求を受けた場合は、会長の定める期限までに助成金を返還しなければならない。

(助成事業の完了報告)

第 18 条 助成対象者は、助成事業の完了した日から 1 ヶ月以内に助成事業実施報告書（第 6 号様式①）、収支決算書（第 6 号様式②）に領収書の写し等、必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、3 月 31 日に助成事業が終了する場合は、翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。

(助成事業の完了通知)

第 19 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、助成事業の実施内容及びその支出が適正であるか否かを調査し、適正であると認められたときは、助成事業完了通知書（第 6 号様式③）により、助成対象者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。